

## 東大和市税条例等の一部を改正する条例

### (東大和市税条例の一部改正)

第1条 東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の3中「軽自動車税」を「種別割」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第16条中「）、第46条の6、第53条」の次に「、第69条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第84条第1項」を「第69条の6第1項の申告書、第84条第1項」に改める。

第31条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第31条の5第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第68条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第68条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「ものである」を「者である」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に、「これを」を「、これを」に改める。

第68条の2を削る。

第69条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第69条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該

車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第69条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第69条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第69条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第69条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第69条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第69条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第69条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第69条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第76条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第70条(見出しを含む。)、第71条(見出しを含む。)及び第72条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「使用者については」を「使用者にあつては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第68条第2項」を「第69条第1項」に、「当該請求が」を「当該請求の」に改める。

第74条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第68条第2項」を「第69条第1項」に、「対し」を「対し、」に改める。

第75条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「、必要があると認めるものについては、その所有者」を「必要と認めるもの」に、「課する軽自動車税」を「は、種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「当該軽自動車等」を「、当該軽自動車等」に、「添付して」を「添付し、」に改め、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第76条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第75条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項及び第5項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第77条第2項中「第443条」を「第445条」に改め、「ただし書」の次に「若しくは第69条の2」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に、「課すことが」を「課することの」に、「市内」を「、市内」に、「その車体」を「、その車体」に、「が課されるべき」を「を課されるべき」に、「小型特殊自動車で」を「小型特殊自動車が」に改め、同条第7項中「しないことに」を「しないことと」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「市長に」を「、市長に」に改める。

付則第7条の3の2中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

付則第15条の2の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の4 市長は、当分の間、第69条の8の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の5 第69条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の6 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第69条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第69条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項から第4項までを削る。

(東大和市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東大和市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第3条 東大和市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表中「第84条第1項若しくは第2項の」を「第69条の6第1項の申告書、第84条第1項若しくは第2項の」に改める。

(東大和市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 東大和市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち東大和市税条例付則第16条第1項の改正規定中「「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、」を削り、同条例付則第16条第3項の改正規定中「「規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」」を「「規定する」を「掲げる」」に、「「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日」」を「「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」」に改め、同条例付則第16条第4項の改正規定中「「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」」を「「規定する」を「掲げる」」に改める。

附則第1条第2号中「第2条の規定」の次に「並びに附則第3条の2の規定」を加える。

附則第3条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例付則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中東大和市税条例付則第7条の3の2の改正規定及び第4条の規定は公布の日から施行する。  
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）第31条の4及び第31条の5の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。